

令和3年2月1日

後援名義の使用許可事務について

兵庫県教育委員会丹波教育事務所

後援名義の使用許可事務については、「兵庫県教育委員会の使用許可基準等に関する要領」により処理しているところであるが、今般下記のとおり規準内規を定める。

記

1 後援名義の使用承認基準について

- (1) 教育の目的を阻害するおそれのないもの
- (2) 明らかに教育効果が認められるもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 政治活動、宗教活動等にかかわりのないもの
- (5) 団体の組織、責任者及び開催場所が明確なもの
- (6) 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）の住民を対象としたもの
- (7) 幼・小・中学生及びそれに係る教職員を対象としたもの
- (8) 参加者の経費負担が多額にならないもの
- (9) 主催者が市、町、地方公共団体若しくは、これらに準ずるもの

2 その他留意点

- (1) 丹波教育事務所の責任において許可することを十分認識すること
- (2) 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）以上の広範な事業であること
- (3) 許可実績がある事業についても再考すること
- (4) 入場料、出品料の徴収がある場合は、収支予算書及び収支決算書の提出を義務づけること
- (5) 事業終了後は実績報告書の提出を義務づけること
- (6) 申請者が個人である場合は許可しないこと
- (7) 申請内容に虚偽があった場合には、後援名義の使用許可を取り消し、以降その関係団体等の事業については後援名義の使用許可は行わないものとする。

上記を原則とする。